

人材紹介に関する基本契約書

医療法人社団恵仁会 府中恵仁会病院（以下「甲」という）と、株式会社 グリーンベル（以下「乙」という）は、甲乙間の人材の紹介に関して取り決め、その内容を定めた基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条

（目的）

乙は、甲に対し、甲の要望または求人票に基づき人材を紹介する（以下「本件業務」という）。

第2条

（採用）

1. 本件業務により、乙より紹介された人材を甲が採用決定した場合（以下この場合に採用決定された者を「採用者」という）、甲は乙に対し直ちに採用決定ならびに採用条件を通知する。
2. 甲は、労働基準法第15条に基づき作成される労働条件通知書の写しを乙に対し交付するものとし、この場合、乙は採用者に同通知書を手交し、その内容を相互に確認する。

第3条

（紹介手数料）

1. 甲は、乙が紹介し、甲が採用した者（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の20%（税別）を人材紹介に係る手数料として乙に支払うものとする。上記「理論年収」は、次の算式により計算する。

理論年収＝（基本給＋職務手当＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。

2. 甲による内定通知後に、甲の都合により内定を取消した場合、甲は乙に対し、本条に基づく紹介手数料の支払い義務を免れないものとする。
3. 甲は本契約の有効期間中に乙が紹介した被採用者を乙に通知することなく採用しないものとし、乙に通知することなく被採用者を採用した場合は、甲は乙に対し、乙の一般的な基準により乙が決定した紹介手数料を支払わなければならない。

第4条

（紹介手数料の返還）

1. 被採用者が自己都合により入社後180日未満に甲を退職した場合、乙は退職日に応じて、受領した人材紹介手数料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退職日	返還する人材紹介手数料
入社日から30日未満	90%
31日以上90日未満	60%
91日以上180日未満	30%